

御坊市農地利用最適化推進委員募集要領

1. 募集人員及び担当区域

8名 次の担当区域ごとに1名の委員を置きます。

	担当区域	区域の詳細（大字単位）
1	御坊地区	御坊、藪、島、名屋、名屋町
2	湯川1地区	湯川町小松原、財部
3	湯川2地区	湯川町富安、丸山、荊木
4	藤田地区	藤田町藤井、吉田
5	野口地区	岩内、熊野、野口
6	塩屋地区	塩屋町北塩屋、南塩屋、明神川
7	名田1地区	名田町野島
8	名田2地区	名田町上野、楠井

2. 任用期間

令和8年 7月20日以降の委嘱日から令和11年 7月19日まで

3. 職務の内容

①農地の利用の最適化に関すること。

- ・農地利用の集積・集約
- ・遊休農地発生防止・解消 等

②その他農業委員会業務のうち、推進委員との連携が必要なこと。

※平日昼間の現場活動を中心に、会議・研修会にも参加していただきます。

4. 報酬

月額15,000円

御坊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給

5. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※農業委員との兼務はできません。

6. 推薦及び応募に係る手続等

既定の様式に必要事項を記入の上、(3)の添付書類を添えて、御坊市役所産業振興課まで提出してください。また、提出書類は返却しません。

なお、書類に不備がある場合は、受付できません。

- (1)推薦及び応募の様式

①	御坊市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）	農業者等の個人（3名）から推薦する場合
②	御坊市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）	農業者等が組織する団体から推薦する場合
③	御坊市農地利用最適化推進委員候補者応募書	自ら応募する場合

(2)様式の入手方法

御坊市役所産業振興課の窓口、又は市ホームページから入手してください。

ホームページ <http://www.city.gobo.wakayama.jp/sosiki/nougyou/nogyo/osirase/r5bosyu.html>

(3)添付書類

被推薦者又は応募者の住民票（本籍地の記載があるもの）

(4)提出方法

持参のみ：御坊市役所産業振興課まで、直接提出してください。

(5) 受付期間

令和8年 2月27日（金）から令和8年 3月26日（木）【必着】

（市役所開庁日の8時30分～17時15分まで）

7. 委嘱

受付期間終了後、農業委員会総会で議決された者を推進委員として委嘱する。

8. 推薦及び応募状況の公表について

農業委員会等に関する法律の規定により、推薦及び応募の状況について、次のとおり公表します。

(1)公表の方法

- ・御坊市掲示板への掲示
- ・御坊市ホームページへの掲載

(2)公表事項

原則、法令に基づき、推薦書及び応募書の記載事項の内、次の項目を除くすべての項目を公表する。

- ①推薦をする者（個人）については、生年月日、住所、電話番号
- ②推薦をする者（団体）については、所在地、電話番号
- ③推薦を受ける者又は応募する者については、生年月日、住所、電話番号

(3)公表の時期

受付期間の中間（3月16日）及び期間終了後（3月27日）の2回

9. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒644-8686

和歌山県御坊市藪350番地2

御坊市役所 産業建設部 産業振興課 農業委員会事務局

電話 0738-23-5510（直）